

源俊頼と連歌

——散木奇歌集巻十を中心として——

小 池 一 行

源俊頼は、堀河院初度百首撰進の中心的歌人であり、金葉和歌集の撰者として、また平安朝後期歌壇を代表する歌人としてその業績は広く知られている。この歌人俊頼という偉大な名の影にあつて、ややもすると忘れられがちなものに、彼の連歌における活動がある。

本稿は、源俊頼の家集「散木奇歌集」に収められている、五十五組の連歌を採り上げ、これらの連歌をおして源俊頼の文芸活動の一端を窺おうとするものである。

一

散木奇歌集（以後、散木集とよぶ）第十雜部下に収められている連歌は、上下二句（前句・付句）を二人の詠み手が同座即詠で行なうことを基本とした問答唱和の形をとるもので、短連歌とか一句連歌とかいわれているものである。^(註1)

次に示した表は、散木集の連歌を、相手の歌人・付け合いの前後関係・連歌の行なわれた場についてまとめたものである。以下、この表に添つて論を進めて行く。

まず、表の第Ⅱ欄で示した、俊頼と連歌を行なつた相手についてみてみよう。表で示したように、俊頼が前句と付句の両方を詠むという一句連歌としては例外に属する、一五五と一五四の二例を除く五十三組には相手がある。このうち名前の知られる者は、三十一人である。^(註2) これらを階級別にまとめてみると、天皇 堀河院（一五九・一六一・一六四）の一人三例、公卿 藤原忠通（一五五）・源経信（一六七）・源国信（一五五・一六三）・藤原為房（一五九）の四人五例、四位 源政長（一五四）・藤原仲実（一五七・一五九・一六三・一六六）・源顯国（一六〇）・藤原家綱（一六五）の四人七例、五位 藤原懷季（一六〇）・藤原孝清（一六二）・源俊重（一五〇・一五九・一六三）・源雅光（一五八）・藤原重基（一五七）・藤原時房（一五九）・平基綱（一五七・一五九）・藤原隆成（一五九）・藤原経仲（一五六）・津守国基（一六〇）・橘成元（一六〇）の十一人十四例、六位 藤原（橘）敦隆（一五七）の一人一例、僧 長済津師（一五九）・隆源阿闍梨（一五〇・一五七・一五九・一六〇）・慈雲房行真（一五九）・忠清入道（一五二）・承源法師（一五九・一六〇・一六四・一六九）・六波羅別当（一五三）の六人十一例、女房 肥後（一五六・一五七・一五九）・ふちなみ（一五五）・ゆりはな（一六七）・甲斐（一六二）の四人六例となる。この他に不明の者

I		藤原忠 肥原重 長律 堀河阿闍 隆実梨院師基後通 木波工源仲 上・下と政別敦 平雲僧俊 慈羅基俊 源堀清入 堀河俊 源忠雅 源清和 上・下とも俊 源あ國 源ある 隆ある 平ある 源俊基 隆阿闍 藤原隆 藤原法時 承源隆 ふ源 藤原経な 肥原仲 藤原為 藤原懐 隆源阿闍
II		季房実後仲み師成梨重綱人梨人信頼光道院重 房後網頼長当隆実梨院師基後通
III	B B B B 1 B B B B 1 2 B B B B A B B B B B B B D 2 2 2 1 2 2 A B A D B B 1 2 B B B B 1 B B B B 1 2	
N	Y X y Y Y Y Z Z y Y Y Y Y Y x Z Z Z x y z y Y z Y y Z Z Z z x y Y X Y	
V	公実 伊家・前の中宮 政長 法橋なる人 よしの山の君 堀河院 ある女房 顯季 国信 法印元(光)清 仲実 仲実 仲実 經信・長濟 ある僧 重資 公侯・基綱 国信 忠通 堀河院	

[illegible]

(55)

(二五六・二六六・二六九、不明の僧(二五九・二六六・二六九)の六例がある。散木集の連歌は、その相手の人達によつてみると、上は天皇公卿から無名の僧に至るといふ非常に巾広い階層に亘つて行なわれていたことがわかる。特に、連歌の回数の上からみると天皇公卿とのもの八例に対して、俊頼と同階級か、もしくはそれ以下の階層に属する人達とのものは、残りの四十七例と圧倒的に多い。また、その中心になっているのは四位・五位(人名の明記のある三十一人中十六人と約五割をしめる)の俊頼と同階級の人達であることは注目すべきことである。

では、このように巾広い層の人々に亘つて行なわれている連歌が、俊頼の一生の内のどのような時期に行なわれたものであるかをみてみよう。一つの目安として、俊頼の父経信の薨じた承徳元(一〇九七)年閏一月六日(この年俊頼四十二歳)という時点を基準に用いて、それぞれの連歌の相手の人達の没年や、歌合等の活躍期を参考にして区分してみると

一、経信の生前に連歌を行なつたと考えられる人達は、源政長・藤原隆成・藤原孝清・津守国基・藤原経仲・藤原時房・橘成元・長済律師・ふちなみ・筑紫の僧・源経信の十一人、連歌回数十一例

二、経信の死後に連歌を行なつたと考えられる人達は、藤原忠通・源雅光・源顯国・藤原重基・藤原(橘)敦隆・ゆりはな・肥後の七人、九例
三、経信の生前・死後を通じて連歌を行なつたと考えられる人達は、堀河院・源国信・藤原為房・藤原懷季・源俊重・平基綱・忠清入道・承源

法師・慈雲房行真・甲斐の十三人、二十七例

となる。このように俊頼の連歌活動は、相手の人達によつてそれぞれの連歌の行なわれた時期をみると、彼の生涯に亘つて行なわれていることが知られる。連歌が俊頼の生涯に亘つて行なわれたということは、和歌に於ける活動、特に歌合への出席ということでもみた場合、経信の没年を境にして、生前五回に対して、死後二十七回^(註3)となり、俊頼の和歌活動の転換点を想起させることは対照的で、興味あることである。

では、このように俊頼の生涯に亘つて各階層の人々との間で行なわれている散木集の連歌が、それぞれの人達とどのような状態で付け合ひされているかをつぎにみてみよう。

二

表の第三欄は、付け合ひの先後関係を示したものである。

俊頼が前句を詠んだものは、Aで示した五例(二五六・二五九・二六〇・二六三・二六二)のみである。B・B1・B2で示した四十八例は、俊頼が付句を行なつたものである。俊頼が付句を行なっている例が全体の八割強と圧倒的に多い。

散木集に収められているような、二句で完結する一句連歌における前句は、鎖連歌における発句のように、その連歌全体の調子や方向を決定するなどという重要性をもつものではなく、言い掛けという一つの行為によつて問題を提起することである。この提示された前句に対して即座

にどのような付句で答えるか、という一つの連歌が完成する過程に対してより多くの興味がもたれていたようである。そして、一つの連歌の評価にあたつては、前句よりも付句の方に重点を置いてなされたようである。たとえば、前句については、散木集の「いと連歌ともなかりけるをきゝなして」(二五六)や「これを連歌にきゝなして」(二五九)などのように、一句連歌の前句として詠まれたものでない言句に対しても、それを連歌の前句に「みたて」て付句を行なつてゐる。すなわち、一句連歌の前句は、問題提起ということが満されるものであればよく、その句の優劣については問題にされてゐない。これに対して、付句の場合は、散木集に「これを人々つけおほせたるやうもなしとて」(註4)(二五五)という詞書が示すように、ある前句に対して行なわれた付句が、その提示された前句に対して完全なものでない、と付句の巧拙が問題にされてゐる。

一五九・一五三・一五六・一五七・一五八・一六〇・一六一・一六三・一六四・一六五・
一六六・一六七・一六三・一六六の二十四例には

を行なうに至つたそれぞれの場の状況の説明が詞書にみえることである。それによるとB1の十三例は次の三つに区分することができる。

一、命令されて付句を行なつた例をあげると、

堀河院御時、うりふねかきいれたりけるをみて、肥後君

二五六うりふねはうみすぎてこそまいたりたれ

まいたりときこしめして、御前にめされてつけよと仰ごと有ければ、つかまつりけり

なみにふられてみなそこに見ゆ

昔七大寺をがみに故帥大納言殿、ならにおはしましたりけるに、東大寺の長済律師が房にとまらせ給ひたりけるに、房主がこのむ事にて、今宵和歌会候らひなんと申ければ、よませ給ひて講ずるおりに、きりとうたい尋られて、なかりければ、さはぎけるを聞て

備中守政長朝臣

二五五とうだいのとうだいじとも見ゆるかな

俊頼つけよと、人々有ければ

やましなではさてはやましな

堀河院御時、出納が腹立て、へやのしうといふものを、みくらのしたにこむなるを聞て

源中納言国信

二六三へやのしうみくらのしたにこもるなり

つけよとせめありければ

おさめどのにはところなしとて

などがある。二五六は堀河院の御前で肥後の前句に対して、天皇の命令によつて俊頼が付句したもの、二五五は同座していた人々（長済律師や源経信等）の命令で、政長の前句に付句したもの、二六三は中納言国信の命令で国信の前句に付句したものである。すなわち、前句を詠出した人もしくは、その連歌の場に同座している他の人の命令によつて付句を行なつたものである。この例に含まれるものは他に、二五九堀河院の御製に対して国信の命令で、二六一も堀河院の御製に対して国信の命令で、二五五はこの二例とは逆に国信の前句に堀河院の命により付句し、二五九藤原為房の前句に春宮大夫藤原公実、二六四堀河院の前句に御自身、二六六藤原孝清の前句に同座の人、等々と命令により付句している。この九例のように、付句をすることを命じられるということは、それぞれの命令者が俊頼の連歌に於ける才能を認めていたことを示すものであらう。

二、人に付句を譲られた例としては、

前の中宮に、連哥といふ女房にしのびて、右中弁伊家もの申と聞えけるが、ほどなくをとせずとききて、ふちなみといふ人のしける

二五五こゝとしや連哥をしてはをとせぬ

右中弁のゆづりて、つけよと申しかば

一はしもやどにすあつけよかし

西山に五節の命婦といふ、ことひきのもとに、人々あまたぐしとおはしましゝに、みちにてときはを過させ給とて

二六七ときは、すぎぬいつらかきは、

刑部卿政長のつけずとて、ゆづられしかば、

みちすがらまもりさいはいたまふれば

の二例がある。二五五は、右中井藤原伊家が自分に言い掛けられた連歌の付句を、同座していた俊頼に譲つたもの。二六七は、経信・政長・俊頼等が西山へ出かけた折に、経信に前句を言いかけられた政長が、付句することができないといつて俊頼に譲つたものである。この伊家・政長の二例も、さきに述べた命令者達と全く同様に、俊頼の連歌の才を熟知していたことが知られよう。

三、同座の他の人々が付句することができなかつたので、付句したものには、

ある所にあそびけるに、たかうなまいらせよといふをきゝて

橘 成元

二六〇たかうなとたかうはいはでもてまいれ

つくる人もなかりければ

きしにおひたるたてきしたてゝ

ひとくあまたぐして、しもわたりへまかりけるに、たかはた

けといふ所にて、ぐしたりける人のしたりける

二六九たかはたけいとたかしともみえぬかな

人もつけざりければ

くぼたもかくやくぼならざらむ

の二例がある。二六〇は橘成元の前句、二六六は同行したある人の前句と、この二つの前句は、いずれも俊頼を最初から付句者ときめて言い掛けたものではなく、同座・同行の人々に対して言い掛けたものである。その前句に誰も付句をしなかつたので、その場にいた俊頼が行なつたものである。

以上のように、B 1の十三例は、いずれも俊頼自身からそれぞれの前句に対して積極的に付句したものではないことを示すものである。このように自撰歌集である家集に書き留めていることはいかに俊頼が連歌に対して自信を持っていたかを示すものであろう。

B 2 二五五・二五三・二五九・二六〇・二六二・二六三・二六七・二五五・二六六・二六〇元・二六五の十一例には

殿下中将にておはしましけるころ、人々に連歌せさせてあそば

せ給ひけるに、せさせ給たりける

二五五かりぎぬはいくのかたちしおぼつか

これを、人々つけおほせたるやうにもなしとて、後に人のかたりければ、心みにとてつけゝる

しかさぞいるといふ人もなし

中宮亮仲実、備中の任にくたりける時に、備前国にあぶすきのくるといふものゝたちなみたるさきに、鶴といふ鳥と鷺といふとりとゐたりけるを、ぐしたりける六波羅別当といふ僧の申た

りける

一五三とりとみつるはうさぎなりけり

これをかみ仲実えつけで、京にまうできて、かたりければ、つけゝる。

このみかとかきはまぐりもきこゆれど

人々あまた、やはたのみかくらに参りたりけるに、ことはてゝ又の日、別当法印元清が堂の池のつり殿に、人々ゐなみてあそびけるに、元清連歌つくることなむえたることゝおぼゆる、たゞ今連歌つけばやなど申ゐたりけるに、かたのごどくとて申たりける

俊重

一五〇つり殿のしたにはいをやすまざらむ

元清しきりにあんじけれども、えつけでやみにしことなど、かへりてかたりしかば、こゝろみにとて

うつはりのかけそこにみえつゝ

修理大夫顯季、あるかれけるにおほちに、車の輪のかたわもなくて、かたぶきてたてるをみて

忠清入道

一五二かたわにてかたわもなしとみゆるかな

後に、彼大夫のえつけざりしと、かたられければ、つけゝる

こしへくるまもいかゞしつらむ

月のあかゝりけるに、宇治のあじろにて

治部大輔雅光

一五三月はひる日をばよるとも見ゆるかな

かゝる連歌有けるをつくる人もなくてやみにけりと人申ければ

いつかあじろにはゝながるべき

皇后宮亮顯国、人のかりおはしたりけるに、あはざりければ

一六六やり水のこゝろもゆかかへるかな

後に、これをえつけざりしことのほぢかましかりしと人にかたりけるを、聞きて、かういへなどてつけゝる

たてならべたるいはまほしきに

などがある。引用した本文でもわかるようにこの十一例も、B1と同様に付句を行なつた状況説明があるもので、B1の範疇に入れて考えてもよいものであるが、前句の詠出時と付句の詠出時の間に時間的な隔たりがあり一句連歌としては特殊な例に属するので別に扱かうことにする。

このB2の十一例は、前句の詠出時点では、一五五は藤原忠通の前句に對する人々、一五三は六波羅別当の前句に對する藤原仲実、一五九はある僧の前句に對する同座の人、一五〇は源俊重の前句に對する法印元清、一五二は忠清入道に對する修理大夫藤原顯季、一五三は源雅光に對する同座の人、一五七は隆源阿闍梨に對する或る法橋、一六六は源顯国に對する訪問された人、一六九は承源法師に對する奈良の僧、一六五は有僧に對する同座の人、とそれぞれの前句に付句を行ふべき人達が即座に付句をすることができなかつたことによつて未完成のままで終つてしまつたものである。この内、一五九・一五三・一五五・一六六・一六五の五例は、一句連歌の特質である即興性という点において付け合せることができなかつたと考えられるもの

である。残りの六例は、引用本文の詞書に傍点を附して示したように、「二五五」「つけおほせたるやうにもなし」、「二五三」「えつけで」、「二五〇」「しきりにあんじけれどえつけで」、「二五二」「えつけざりし」、「二五七」「しきりに案じけれどほどへければ」、「二五六」「えつけざりし」と、前句に対して即興的にただ付句をすればよいというだけに止まらず、如何に上手に付句するかという技巧的な面が問題になって、付句することができなかったことを示すものである。^(註5)このように一句連歌が、即興性だけでなく、その上に技巧の巧拙をも重視するという新しい方向をもってきたことは、万葉集以降、連綿として行なわれてきた一句連歌の当然の帰趨と云えるのではなからうか。また、このような連歌が散木集にみえることは、先学諸氏が既に述べられているように、^(註6)散木集の連歌が一句連歌の確立期のものであることを示すとともに、新しい鎖連歌の萌芽をうながすものであることをも示しているのである。

付句の技巧的な面をも加味され付け合うことがより困難になつてきたために未完成で終つた前句を、専門歌人である藤原顕季や藤原仲実がわざわざ俊頼の所へ持つて来たということは、当時の連歌に於ける俊頼の立場を如実に示すものであらう。

次に、俊頼が前付と付句の両方を詠んだ、Dについてみてみよう。

鞍馬にまいりたりけるに、師の房にてあしのきたなきを、すゝがむとて、たらひをもてきたりけるをみて、房主の僧にいひかけゝる

「二五五」たらひしてあしをばいかゞすゝぐべき

僧のつけた(さ)りければ、かへりて申ける

みづがめにゆはわかぬものは

ある女房の鞍馬へまいらむとて、かたへの女房に、したうつをかりければ、一日うづまきにまいりしにはきたりしかば、みながぶれにけりといふを聞て

「二五四」けふみればしたうつまきにやれにけり

と申たりしかど、つくる人もなかりしかば、かの女房にかはりて

くらまぎれにぞいまははくべき

の二例である。「二五五」は、付句の詞書に、群書類従本「僧のつけたり」に対して書陵部本をはじめとする諸本は「僧のつけざり」とする異同がある。「けり」とする群書類従本の本文を採れば、俊頼が前句だけを詠じたことになる。では、俊頼が前句を詠んだA五例についてみると、俊頼と子の俊重が行なつた「二五〇・「二六三」には、「二五〇」は俊頼の口すさびを連歌にききなした、「二六三」は同座した叔父の道時の命令で付句したと付句の状況を示す詞書があるが、「二五六」平基綱、「二五八」慈雲房行真、「二六二」甲斐公(つくとだけある)の付句の前には詞書がなく、付句と名を示すのみである。俊頼は自分の前句に対して他人が即座に付句した場合はただ付句を示すにとどめたようである。また、自分の前句に相手が付けえなかつた場合は、「二五四」のように説明を加え自分自身で付句を行なつた過程を示し

この二例が示すように、俊賴は自分が詠じた前句に対しても、それが前句だけの未完成のままでは終ることを好まず、自分自身で付句を行なっている。B2で示した例やDの例があることは、俊賴の連歌に対する関心の深さを示すものであり、それはまた、連歌に対するなみなみならぬ自負を示すものでもあると考えられよう。

表の第Ⅳ欄は、散木集の連歌の行なわれた場を示したものである。これを各項目別にまとめてみると

Ⅹ 殿上で他の催しの時に行なわれたもの、二五九・二六一・二五五の三例

一五八・一五九・一五九〇・一五九一・一五九五・一五九六・一五九七・一五九八・一六〇一・一六〇四・

は連歌会の時のもの。

一五〇・一五九・一六〇・一六一の八例

乙 野外で行なわれたもの、一五二・一五三・一五九・一六二・一六三・

Z 多人数で野外に出かけた時に行なわれたもの、一五〇・一五六・一六三・

のようになる。Xより順にみてゆく。

Xの四例はすべて堀河天皇の在位（応徳三年十一月二十六日—嘉承二年七月十九日）中のもので、二六〇「堀河院御時、主殿司あたらしくいできたるをみて」、二六三「堀河院御時、出納が腹立てへやのしうといふものをみくら」のしたにこむなるを聞て」の二例を除く残り二例は天皇の御前に於いて行なわれたものである。そして、この二六六肥後、二六四御製は、先に述べたように俊頼が堀河院や源国信の命令で付句を行なつたものである。

xの三例も、堀河天皇の在位中のもので、天皇を中心に源国信や俊頼などが集まつて他の遊興の折に行なわれた連歌である。そしてこの一五九・一六〇・一六五の三例は、付句状態はB1に属するもので、天皇や国信の命令で俊頼が付句を行つたことを示すものである。

以上のように、X、xで示した殿上での七例はすべて堀河天皇の在位中のものであり、うち五例は直接天皇の御前で行なわれたものである。また堀河天皇の御製が三例もあるということは、天皇の資質によるものもあるが、そこには俊頼の影響が強く感じられるのである。

次に、殿上を離れて個人の家において行なわれた連歌、Y・yについてみる。この例に含まれるものは、五十五例中二十九例と全体の五

十二パーセントを占めている。

Yの二例は、殿下（藤原忠通邸）において行なわれた連歌会の時のものである。連歌会のあつたことを示す例は散木集中この二例のみである。そして、この二例が俊頼の後半生に交流のあつた忠通邸のものであることは和歌との関係もあり興味あることである。

Yの十九例は、詞書や作者によつて次のように分けられる。

- 一、四、五位の人の所、一五九・一五九〇・一五六・一六五・一六三の六例
- 二、僧の所、一五五・一五七・一五六・一五九・一六〇・一六四・一六九・一六五の八例
- 三、女房の所、一五七・一五五・一五七・一五七の三例
- 四、無名の人の所、一五六・一六〇の二例

四位、五位の人や僧の所の連歌が十四例あることは、先に相手の人達の項で述べたように、四位、五位や僧が主流を占めることと符合している。

Yの八例は、一五六は能登守高階公俊の家に、中納言源基綱・長済律師・俊頼が集まつた時、一五五は長済律師の房に、源経信・源政長・俊頼が集まつた時、一五九は中宮亮藤原仲実家に人々が、一六〇は別当法印元清の堂に、源俊重らが、一五九は備中守源政長の八条の家に玄蕃大夫隆成・俊頼らが、一五九は東宮大夫藤原公実の宿所に、藤原為房・俊頼らが、一六四は四条宮寛子の所の女房達が集まつて物語などした時に、とこれも、四、五位の人達の所のもの三例、僧の房など二例、公卿の所一例、女房の所二例となり、Yと同様に四・五位や僧の所が中心となつている。

次に、Z・zで示した十九例であるが、これはX・Yがいずれも屋内

で行なわれたものに対して屋外で行なわれたものである。

Zの十一例は、一五三「北山の辺にまかりけるに、みちしるべに人くべしと聞えけれど、見えざりけるに、きつねさるといふ所に、馬にのりてはしらせて、いできたるをみて」中宮亮仲実、一五三「平助敦隆がのりたる（馬の）ことの外に、やせよはくして、をそかりければ、をくれたりけるをまちつけて、いかにとへば」敦隆などと、路傍や任国へ下向の途中（一五三）に於いて行なわれたものである。そして、このZの十一例も、四・五位の人とのもの一五二・一五三（六位）・一五三・一五三・一六〇・一六〇の六例、僧とのもの一五三・一五九・一五三・一五九の四例と、女房との時の連歌であるが上下とも俊頼が行なつた一五九となり、四・五位の人や僧達との連歌がやはり中心となつている。

zの八例は、一五七殿上人が大井河へ、一五七平基綱等と嵯峨野へ、一六三道時・俊重等の身内の人達と塩ゆあみをしに津の国へ、一六〇人々と観音寺へ、一六〇橋成元等と郊外へ、一五七経信・政長等と西山へ、一六六藤原孝清等と伏見へ、一六八人々と下辺へ行つた時たかはたけという所で、と人々と一諸に興を求めて郊外へ出かけた折に行なわれた連歌である。

以上のように、散木集に収められている連歌は、一句連歌の必須条件である相手の居る所であれば、殿上・僧房・路傍等と屋内、屋外を問わずあらゆる場において行なわれている。また、x・y・zで示した十九例（全体の三四パーセント）によつて、他の催しなどで人々が集まる場に於ても連歌が良く附随して行なわれたことがわかる。

（註8）

散木集の連歌について、相手の歌人・付け合いの前後関係・連歌の場を中心に見てきたわけである。以上述べてきたことのまとめを行なつて本稿の結論にかきたい。

俊頼の連歌活動は、相手の歌人調査によつて知られるように彼の生涯に亘つて行なわれている。特に、出席歌合の回数^(註8)の例をあげて指適した和歌に於ける活動があまり顯著でない父経信の生前期（俊頼の四十歳頃まで）においても、経信を中心とするグループの源政長・長済律師・津守国基などと連歌を行なっている。そして付け合いの前後関係などによつてみると、これら先輩達の間にあつても俊頼の連歌の才能は高く評価されている。以後この連歌の上手という評価は受継がれ、藤原顯季（二五）・藤原仲実（二五）等の専門歌人ともいべき人達の間でも認める所となつている。一方殿上においてもこの評価は知られており、堀河院は俊頼と三度も連歌を行なっている。また藤原忠通邸の連歌会においては、その会の指導的な立場をあたえられている。このように彼の連歌の才は生涯変ることなく高く評価されている。と同時に俊頼自身も、「人に譲られたので付句した」とか「前句に上手に付句できなくて未完のままで終つた前句を持ち寄られたので付句した」などと自撰家集に記している。このことは、連歌に対するなみなみならぬ自負を示すものであろう。

次に、俊頼と連歌を行なっている人達や連歌の行なわれた場についてみてみると、相手の人達は天皇公卿から地下の僧に至る巾広い層に亘つており、場も殿上から路傍と相手のいるあらゆる場所で行なわれている。

る。そしてこの相手の人達の中で数的に中心になつてゐるのは、俊頼と同階級かそれ以下の階層に属する人達であり、場も殿上などよりも、これらの人々の家や、これらの人々と郊外に行つた時のものが中心となつてゐる。一句連歌が和歌のように自分の心理的・内面的な事象感情を内容主題にするものでなく、対する相手と共通した客観的・外面的な事象を捉らえて行なわれるものであることを考え合せると、このような階層の人達とその人達を取り囲んでいる環境の中で行なわれた連歌が和歌を詠出する時とは異質のものを俊頼に与えたことは想像にかたくない。これは語句の面だけに限つても、和歌では用いられることの少くない、「包丁」・「料理」^(註9)「葵」^(註10)「蛭」^(註11)「いちめ笠」^(註12)「鼠」^(註13)「蝙蝠」^(註14)「田笠」^(註15)「馬蹴」^(註16)「うかれ女」^(註17)「傀儡まわし」^(註18)「蟻」^(註19)・「蝗」^(註20)などの俗語や卑俗な事柄についての語があることによつてもわかると思う。そしてこのような和歌とは異質の事物に対する態度^(註21)は、彼の前半生において既に培われ始めているのである。俊頼は和歌において今日一般に新風歌人と称されているが、その一部には連歌活動をおして培われた、和歌を詠出する時とは異質な態度の投影があるのではないかと考えるのである。このことについては後日を期したいと思つてゐる。

(一) 一句連歌は今日一般に、万葉集巻八、一六三五番の家持と尼とのものをもつて嚆矢とされている。また、俊頼は散木集の他に、金葉和歌集に連歌の部を設けたり、歌論書の「俊頼髓脳」の中でも連歌について述べてゐる。

そして連歌史の上からは、俊頼は一句連歌の確立者として位置づけられている。

(2) 作者略伝。

堀河院(五九・二五二・二六四) 第七十三代の天皇、白河院の第二皇子、母は関白左大臣藤原師実の女(実父右大臣源顯房)中宮賢子。応徳三(一一〇八)年十一月二十六日受禪、同十二月十九日即位(八歳)。嘉承二(一一〇七)年七月十九日堀河院において崩御(二十九歳)。在位二十一年。

公卿

藤原忠通(五五) 従一位関白太政大臣。父は知足院関白忠実。母は右大臣源顯房の女従一位師子。鳥羽・崇徳・近衛・後白河と四代の関白を歴任する。応保二(一一六二)年六月八日落飾(六十六歳)、法名円観。長寛二(一一六四)年二月十九日薨(六十八歳)。法性寺関白と号す。

源経信(二七) 正二位大納言。父は中納言道方、母は播磨守国盛女、俊頼の父、嘉保二(一一九五)年七月五日太宰権帥として赴任(俊頼も同行)する。承徳元(一一〇九七)年閏一月六日任地太宰府にて薨(八十二歳)。桂大納言と号す。

源国信(五五・二二二) 正二位権中納言。父は右大臣顯房、母は美濃守藤原良任女、天永二(一一一一)年正月九日病によつて薨髪、十日薨。年令未詳。坊城中納言と号す。

藤原為房(五九) 正三位参議、大藏卿。父は但馬守隆方、母は右衛門権佐平行親女。永久三(一一一五)年四月二日薨(六十二歳)。坊城大藏卿・勅修寺と号す。

四位

源政長(二五) 正四位上若狭・備中守、刑部卿。父は参議・刑部卿源資通、母は尾張守憲広女、為大納言経長卿子。堀河院御時、郢曲御笛師をつとめる。承徳元(一一〇九七)年閏一月四日卒(六十歳)。

藤原仲実(五五・二五八・二六三・二六六) 正四位下中宮亮、三河・備中・紀伊・越前等守。父は越前守能成。母は源則成女。元永元(一一一八)年三月二

十六日卒(六十二歳)。

源俊頼 散木集作者。従四位上木工権頭。父は大納言源経信。纂集を良くする。金葉和歌集の撰者。大治四(一一二九)年頃歿(七十四歳)。

源顯国(二六) 従四位下。父は権中納言国信。母は高階泰仲女。保安二(一一二二)年五月二十九日卒(三十一歳)。

藤原家綱(二五) 長門孫、従四位下兵衛佐実範の男、母は筑前守橘義通女。正五位下信濃守(国史大系本「尊卑分脈」二の三七)と、内膳公孫、甲斐守日野章経男。従四位下雅楽助(二の一九四)との二説あり。歿年未詳。

五位

藤原懷季(二〇) 正五位下少納言。季仲の男。母は伊与守高階泰仲女。保安四(一一二三)年四月十六日卒。

藤原孝清(二六) 正五位下伊賀・周防守。正四位下良綱の男。母は美濃守源頼国女。歿年未詳。

源俊重(五〇・五九・一六〇) 従五位上伊勢守。俊頼の男。母は藤原清綱女。歿年未詳。

源雅光(二五) 従五位上治部大甫。正二位中納言雅兼の男(顯房公の男とする説あり)。母は八幡別当清円女。大治二(一一二七)年十月四日卒(三十九歳)。

藤原重基(五七) 従五位上中務少甫。有佐の男。母は右京大夫通宗女。長承三(一一三四)年十一月十八日卒。

藤原時房(五三) 従五位上皇后宮大進。少納言成経の男。歿年未詳。

平基綱(二五・二六) 従五位下伊勢守。教成の男。歿年未詳。

藤原隆成(五三) 従五位下文蕃助。隆光の男。母は前但馬守源国季(春)女。先に述べた参議藤原為房の叔父にあたる。歿年未詳。

藤原経仲(五六) 従五位下右兵衛佐。経通の男。母は但馬守源高雅女。源経房の子となる。

津守国基(二五) 従五位下住吉神主。忠康の男。康平三(一一六〇)年三月十五日補神主(三十八歳)。社務四十三三年。康和四(一一〇三)年七月七

日卒（八十歳）。

橘成元（二六〇） 五近江少掾。歿年未詳。

六位

藤原（橘）敦隆（二五三） 表記のように、藤原・橘の二通が記録にみえるが、同一人であると考える萩谷朴氏の説を採る。「尊卑分脈」四の五一橘氏に

為政―行資―成経

兼遠
從五下 李助
俊清―敦隆

また「中右記」保安元（一一二〇）年七月二十七日の条に、

「或人云、一日木工助藤原敦隆卒、年五十余。件人、故肥前守俊清男也。高才者也。雖無風月、頗通諸道也。」

ともみえる。俊頼の男俊恵は、この木工助敦隆の女を母としている。

僧

長済律師（二五〇） 興福寺権律師。家経の男、母は中宮大進藤原公業女。延久元（一〇六九）年維摩経の講師を務める（四十六歳）。承暦元（一〇七七）年四月四日頓滅（五十二歳）。

隆源（二五〇・二五七・二六二） 若狭阿闍梨。正四位下右衛門佐藤原通宗の男。歿年未詳。叔父に後拾遺集の撰者通俊がいる。

慈雲房行真（二五〇） 「散木集」には、「慈雲房」とだけあり、伝未詳であったが、書院部蔵「二十一代集」飛鳥井雅章筆（五〇八・二〇八）中の「金葉和歌集」によつて新しく見つけたものである。同書恋下、国歌大観番号四八九番にあたる、

山の哥合に恋のこゝろを

たまさかに逢夜は夢の心ちして恋しもなどかうつゝなるらん

の作者名の傍に次のように注記している。

「天台慈雲房行真哥也 本云此名於今者有憚一院御名ナリ可除之」

この一院とは、嘉応元（一一六九）年六月十九日に落飾され法名を「行真」といわれた後白河天皇のことである。国史大系本「尊卑分脈」の一の二一六の京極摂政師実公三男の条に

経実 経定 頼定

女子懿子
後白河院女御
寺母
阿闍梨
行真
改恵

とある藤原経定の男、三井寺の阿闍梨行真のことであろう。先に述べた「有憚」によるものと考えられるが、系図にも「行真」を改めて「行恵」としたことがみえる。歿年未詳である。

忠清入道（二五三） 正五位下刑部少甫、出雲・淡路守。永久三（一一一五）年出家（四十八歳）した、藤原清綱の男忠清のことである。歿年未詳。

承源法師（二五四・二六四・二六九） 伝未詳。

六波羅別当（二五七） 伝未詳。「散木集」の詞書により藤原仲実が備中守として赴任する時に供に下向していることが知られる。

女子

肥後（二五六・二五七・二五七） 肥後守藤原定成の女。六条京極関白師実仕え「京極関白家肥後」、後に師実の孫令子内親王に仕え、「皇后宮肥後」・「二条太皇太后宮肥後」・「前斎院肥後」等と令子に関する称号を付けて呼ばれ、また常陸守藤原実宗の妻となつたことから常陸ともいわれている。

ふちなみ（二五七） 詞書に

「前の中宮に連歌といふ女房にしのびて、右中弁伊家もの申と聞えけるが、ほどなくをとませずときよふちなみといふ人のしける」とある。散木集で前の中宮といわれている方は、白河院の中宮賢子（応徳元年九月二十二日崩御）である。ふちなみは、この賢子に仕えた女房であろう。また、詞書にみえる伊家は、応徳元年正月廿九日に右中弁に任じ、

同年七月十七日卒（四十四歳）している。この連歌はこの時以前のものである。康和二（一一〇〇）年五月五日に藤原仲実の催した「女子根合」に藤波の名が見える。俊頼もその根合に出席しているので、このふちなみと同一人ではないかと思われる。

ゆりはな(六七) 詞書に

「ひくちのみやの御堂供養に殿上人院よりまいらせ給たりけるにことはて
ゝゆりはなにあひけるについてある事有て」とあり、また、(六六・八五)で俊
頼と贈答を行なっている(六六)の詞書に「前斎宮の閑院におはしましける頃
月のあかりける夜まいりてみれば云々」とある。この二つの詞書に示さ
れたように、ゆりはなは斎宮になられ、樋口宮とよばれた方の女房であつ
たことがわかる。散木集の当時樋口宮斎宮と呼ばれた方は二人いる。後三
条院皇女の俊子内親王。(延久二(一〇七〇)年に斎宮になられ在位二年
で退位)と白河院皇女の恂子内親王(天永二(一一一一)年に斎宮になら
れ在位十四年)である。康和年中に成立した堀河院百首(太郎)に前斎宮
河内百合花とみえる。この百合花と同一人であるとすれば、ゆりはなは後
三条院の皇女俊子内親王に仕えた女房であらう。

甲斐(六二) 詞書に

「十月はかりに月のあかりけるよ四条宮にまいりて女房達に物語してあ
そひけるに俄にくもりて時雨のしければ申たりける」とある。四条宮寛子
(後冷泉天皇の皇后)に仕える女房である。

(3) このように大きな差ができたことの原因としては、この経信の薨じた時
期が、歌合の面では、今迄の晴儀の遊興的な要素の強いものから歌の内容を
重じるものへ、公的な場から私的な場へ、また指導的歌人も、経信・通俊

(後拾遺集撰者、康和元年薨)等の死により、新しい指導者の擡頭という転
換期と重なり合うことが考えられる。

(4) 二首の連歌は「俊頼髓脳」によれば、藤原忠通「かりぎぬはいくのかた
ちしおぼつか」な、源俊重「わがせこにこそとふべかりけれ」と忠通・俊重
の間で行なわれたものである。この俊重の付句に対して、同座の人々から
「わがせことはをとこをいふなり。をとこはいかでかしらむ」と難を出され
ている。これに対して俊頼は「思ふにとがあらじ」として例をあげて反論し
ている。しかし同座の人々は散木集の詞書にみられるように俊重の付句が忠
通の前句に対して完全なものでないとしているので、俊頼が改ためて付句を
しなおしたものである。

(5) 注4を参照。

(6) 伊地知鉄男氏著「連歌の世界」(昭和四十二年吉川弘文館刊)。島津忠夫
氏「短連歌から長連へ」(「国文学」第四十号)等。

(7) 俊頼の忠通邸歌合への参加は、

永久五年五月十一日、元永元年十月二日(判者)、同十一日(判者)、同十三
日(判者)、保安二年九月十二日、大治元年八月(判者)の六回ある。この
内四回は判者をつとめている。

(8) 当時の日記類によつて連歌・連句の会をみると次の表のようになる。

年	次	連歌	連句	その他	撰関家	その他	備	考
寛治四・一二・一〇(一〇六〇)			○	管 絃	師 通 邸		経信等(二)	
五・六・二七		○		管 絃	師 通 八条亭		経信・家忠・公定等(三)	
八・閏三・一七		○		管 絃		宗通八条亭	宗忠・有賢・通輔・長実(中)	
嘉保二・一一・二九(一二九五)		○	○			内裏下侍方	宗伸ら下侍、賀茂臨時祭使帰参之間(中)	
承德二・二・四(一二〇八)			○		忠 実 邸		通国・宗良・広房等(殿)	
康和三・九・七(一二〇二)			○		忠 実 邸		泰仲・宗忠・重資・為隆(殿)	

(二) 後二条関白師通記、(殿) 殿、(中) 中右記、(永) 永昌記、(長) 長秋記

五・二六	五・一四	五・一二	五・一一 (二三四)	天治元・ 八・一七 (二二三)	四・ 一一・二八	一一・二三	一一・一七	三・七	天永二・ 三・六 (二二)	六・二五	六・一〇	六・八	六・五	六・三	(天永元) 六・一 (二二〇)	五・三〇	三・二八	天仁三・ 三・一二 (二二〇)	三・ 九・二〇	三・ 九・一一
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				作	作	作	作	花							詩					
				文	文	文	文	見							会					
枇 杷 殿				忠 実 邸	忠 通 邸										忠 実 邸				忠 実 邸	忠 実 邸
為 隆 邸	院(白河院)	三宮御方						為 隆 邸	勸 修 寺	為 隆 邸	為 隆 邸	一條蘭湯僧房	為 隆 邸	為 隆 邸		為 隆 邸	為 隆 邸	為 隆 邸	為 隆 邸	為 隆 邸
勸学院学生等(永)	人々(忠通等か)(永)	通景・為隆(永)	成通・時賢・知通・実行・為隆(永)	輔仁親王・経実・雅俊・能実・宗通・忠通・俊忠等(長)	実光・在良・敦光等、字訓廻文之連句(永)	在良・宗光・公達等、密々(殿)	学生等(永)	為隆・学生等(永)	為隆百五十韵(永)	勸学院学生(永)	為隆(永)	勸学院学生(永)	学生等(永)	為隆等(永)	隆頼等(永)	同右	同右	勸学院学生等(永)	奈良法印(覚信)等(殿)	俊仲・通国・公明・広房・兼基(殿)

この他に、当時の連歌作品としては、（引用本文は群書類従本によつた。）

（康資王母集）

つねのぶの大納言、ひんがしおもてに参りたるに、とをやかにていらへし侍るに、いますこしきこゆる程にと、いふあかしてたつとて秋の夜はいくたびうきにあげつらん

とありしかば

つゆばかりこそかずはおくらめ

（伊勢大輔集）

御前にて、少納言命ぶ、ことをひきしかば、同殿ことのねごとにきこゆるかな

とありしかば

草むらのむしはこゑくすだけども

（弁乳母集）

大なごん、せんやう殿の御まへに、花のいみじう散ければ、いかゞ見給ふとありしかば

ちるこそ花のさかりなりけれ

といひしかば

咲さかぬ所もわかすふく風は

（檜垣姫集）

すきものどもあつまりて、よみがたかるべきすゑをつけさせむとて、かくいふ

わたつみのなかにぞたてるさほしかは

いで、これがすゑ付けよといへば

秋の山べぞそこにみゆらん

（赤染衛門集）

春の月あかき夜、きんだちあまたまいりてあそぶに、内より御物忌にこもりたまへとてきたれば、かたき物をとて、みちかたの弁いづる空なき春のよの月とありしに

古郷にまつらん人をおもひつゝ

（小大君集）

おかしなどいひて、ためたうの君わがけさうする人のかりやりてけり。女もきゝてわらふ程にわたりければ、をむな

此ごろはむろのやしまもぬすまれて

といひければ

えこそはいねおもひながらに

（相模集）

人のもとにて、あまた人々ねまちの月をふしてみるかな

といふもとをなんつけつると、きゝて

いざよひもたちまちにやはいづるとて

（小大君集）

殿上人かつらより、舟にてわたるに、ほしのかげのみえければ、あも（ん）のかみきんたうのきみ

みなそこにつれるほしのかげみれば

さねかた

あまの戸わたるこゝちこそすれなどがみられる。こゝに例示した連歌も、場等の外的要素に於いては数木集のそれと同じであるが、その内容面では、前者は和歌的発想であり、後者はより連歌的とまつたく趣を異にしていることが知れよう。

（9）「今鏡」たまづさの章に、「大方は見るもの聞くことにつけて、かねてぞ詠みまうけられ侍りける。当座に詠むことはすくなく、擬作とかきてぞ侍りける」と、俊頼の連歌について注している。こゝに示されているように、俊頼は常々、連歌を詠みためていたり、連歌的態度をもつて生活していたことがわかる。